

湯河原町公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則の一部を改正  
する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「公の施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この規則において「施設使用料」とは、次に掲げる使用料をいう。</p> <p>(1) 湯河原町都市公園条例別表第4の4有料公園施設を利用する場合の部湯河原海浜公園の款テニスコートの項に規定する使用料及び同部湯河原町総合運動公園の款多目的広場の項に規定する使用料</p> <p>(2) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「公の施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この規則において「施設使用料」とは、次に掲げる使用料をいう。</p> <p>(1) 湯河原町都市公園条例別表第3の4 有料公園施設を利用する場合の部湯河原海浜公園の款テニスコートの項に規定する使用料及び同部湯河原町総合運動公園の款多目的広場の項に規定する使用料</p> <p>(2) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	